

中国における経済発展と社会秩序の変動

田 暁 利

| | |
|-----|---------------|
| 目 | 次 |
| 1 | はじめに |
| 2 | 社会貧困層の形成 |
| 2-1 | 企業経営合理化と都市貧困層 |
| 2-2 | 農業改革の帰結と農村貧困層 |
| 3 | 行政機構モラルの崩壊 |
| 3-1 | 地方官僚の腐敗 |
| 3-2 | 公務員の汚職 |
| 4 | 社会不安と貧困撲滅 |
| 4-1 | 社会不安の実態 |
| 4-2 | 貧困撲滅の現状 |
| 5 | む す び |

1 はじめに

2001年10月に中国科学院・清華大学国情研究中心が『中国国情分析研究報告』という報告書を共同で出版した。¹⁾この報告書は、今後における中国経済発展の道程に四つの克服しなければならない難題が存在することを指摘し、中でも失業問題・所得格差（貧困）問題・腐敗（汚職）問題の解決が再優先課題とすべきことを強調した。²⁾この報告書が指摘したことからも、今日における中国社会の実像を覗うことが出来よう。これらの問題がこれほど重要視され、国家政策の緊急課題として掲げなければならなかった理由は、次のような深刻な社会状況を抱えているからである。

失業に関連した暴力行為については、例えば2001年11月28日深圳にある従業員19000名、年商220億人民元の中国における最大規模の私営企業「華為公司」の本社ビル一階が爆弾によって爆破された。また、同年12月14日、15日の二日間で広東省の湛江市と江門市および陝西省の西安市に死者計7名、重軽傷者計35名の爆破惨事が発生した。³⁾これらの事件の調査結果によれば、犯人はいずれもレイオフされた失業労働者であった。⁴⁾また、「経済犯罪」については2000年3月開催された全国人民代表大会で、⁵⁾中国最高人民検察院韓杼濱検察長は「1999年1年間において、汚職・横領の立件数は前年に比べ9.4%増の3万8382件で、特に高額な収賄・横領事件が激増し、1999年1年間摘発された5万元（約65万円）以上の収賄は、前年より40%増の7725件で、10万元以上の公金横領は35%増の5244件に達した」と指摘し、中国社会における官僚腐敗の状況を総括

した。

このように、失業によって貧困層と化した社会的“弱者”による反社会的暴力行為の頻発や「権力」を手中にした官僚という特権階層、言わば社会的“強者”による腐敗・汚職の増幅など、今日の中国社会はまさに秩序の「不安定」期に突入したのである。「近代化途上諸国における不安定の原因が……ほとんどいつでもその社会の最も進んだ分野にある。⁶⁾」とハンチントンが述べたように、今日の中国社会に生じた秩序「不安定」要因の多くは、まさに1980年代以後から急速に進んだ経済分野に関連するものである。

そこで、本稿では社会秩序の変動期に突入した中国社会の「不安定」要因である失業・貧困・腐敗を焦点に、その現状・要因を究明することを目的とする。

2 社会貧困層の形成

2-1 都市企業改革と貧困層

1994年、国家統計局は全国550都市の住民15万人に対して、前年度すなわち1993年1年間の生活状況を細かく項目別に分類し、サンプル調査を行い、その結果に基づいて都市部住民の平均年収を割り出し、全国の都市部住民の貧困ラインを算出した。それによれば1,130元を、絶対貧困ライン、そして、1,355元を、相対貧困ラインとして、都市部における絶対貧困ラインと相対貧困ラインが制定されたのである。この二つの貧困ラインから推定して、当時すでに370万世帯、合計1,200万人が貧困ライン以下の生活を余儀なくされ、都市部の最貧層を形成していたと報じられた⁷⁾。また、もう一つの調査結果は、さらに状況の深刻さを現している。企業改革⁸⁾によって、大半の都市部の国有企業は、操業停止ないし半操業状況に追い込まれた。そのためそうした企業の労働者は、賃金および退職金を全額あるいは完全に受け取れず基本的な生存手段さえ失った。その総数は、1994年においてすでに2,000万人に達した（一人当たり平均月収103元以下⁹⁾）。このような貧困層急増の実態は失業救済金の受領状況からも覗うことができる。中国労働部情報センターのデータによれば、失業救済金の受領状況は、1991年には10万人、1992年には34万人、1993年には103万人、1994年には180万人となった。とくに1994年の数字は1993年の1.8倍および1991年からの合計数となっている¹⁰⁾。国家統計局によると、1995年末までの時点で、全国都市部における絶対貧困層の人口総数は1,500万人、相対貧困層の人口総数は4,000万人に達しているのである¹¹⁾。また、国家体制改革委員会社会調査チームによって、1996年における都市住民の家庭生活現状に対する満足度についてのアンケート調査が実施された結果からも分かるように、1996年1年間の生活状況に対して、満足と解答したのは7%、比較的満足は28%、大変不満足は5%、あまり満足しないのは18%、普通と解答したのは42%となっている¹²⁾。

1999年9月に開催した中国共産党第15期第4中全会によって公布された「国有企業改革と発展の若干の重大問題に関する決定」を受け、「2000年までに少なくとも2,000万人の国有企業の過剰人員を削減させ、国有企業のコスト削減と効率向上を図らなければならない」と国務院労働社会保障部部長の張左己は指摘し、さらに2000年3月の全国人民代表大会の際に行なった記者会見の席上で、「2000年は新たに500万人の「下崗」（レイオフ）が発生し、1999年末の「下崗」した650

万人と併せて1150万人となる」という見込みを張氏は発表した¹³⁾。このように、国有企業の改革に伴って都市部国有セクターから排出された「下崗」（レイオフ）労働者、企業の倒産によって完全失業者となった労働者層及び社会保障制度の改革によって企業から老後保障金が得られなくなった退職者層（高齢者）の増大は、今日における都市部貧困者層（低所得者層）を拡大させる直接的な要因となった。中国の労働・社会保障部の統計によると、1998年9月時点において、都市部における上記の貧困者層の総数は1070万人であったが、2000年には1200万人に達したのである¹⁴⁾。しかし、他の統計によれば国有企業から排出された、いわゆるレイオフ労働者数だけでも1997年時点においてすでに1200万人以上に達していたのである¹⁵⁾。その状況を示したのは（表1）である。

このような失業及びレイオフされた労働者層が、近年における都市部の貧困層の拡大に大きく関係していることは、貧困層の構成からも明らかである。例えば、1998年における天津市の貧困ライン以下の世帯のうち、レイオフ者世帯が54%を占めている¹⁶⁾。このように都市部の貧困者層は、以前のような農村からの移動人口によって主に構成されていた状況から、都市企業の失業者によって構成されるように変化したのである。

都市貧困者層の特徴について主に以下の2つの側面から見てみよう。第1に、収入の減少あるいは収入確保の困難によって、貧困層の基本的生活の保障が失われていることである。すなわち、改革・開放以後、中国における労働者階級の収入構造が、多元化傾向（アルバイト・パートなどの収入源含）を示していることは事実であるが、大多数の企業労働者にとって見れば、未だに賃金収入が、依然として日常生活における主な支えであることには代わりはない。したがって、一旦、所属の企業が倒産ないし操業停止や半操業状態に陥ったら、労働者への賃金支払いが遅れたり、あるいは完全にストップ状態になるのである。そうなると、そうした家庭の生活が大きな打撃を受けることは言うまでもない。とくに退職金で生計を支えている家庭にとっては致命的な打撃を受けることになる。

第2に、都市部物価の上昇によって貧困家庭の家計が圧迫されることである。実質の賃金収入が物価の上昇率に追いつかないことによって、貧困層の生活は一層困難な状況に追い込まれることになったのである。山西省統計局の調査によると、1994年を調査対象として、この一年間において、物価上昇による実質賃金の減少を受けた都市住民は、都市人口総数の20.7%を占めることになったのである。とくに貧困層の日常生活における消費支出額は、1993年より164元も多くなり、その164元の中に、食品購入のために支出されたのが100元を超えていたのである¹⁷⁾。また、吉林省計画委員会の調査によると、1995年に都市部における貧困層の平均月収の中に、生活必需品の食品購入のために支出したのが58.30円で、この額は1ヶ月の生活費支出の59.1%を占める結果となっているのである¹⁸⁾。これはエンゲル係数の視点から見れば、絶対的貧困といわざるを得ない。また内モンゴルの場合は、都市人口総数の40%の都市住民の収入は支出に追いつかない状況が生じている。その中に、10%の最低所得者層の家庭における一人当たりの収入と生活支出の比率は、1:1.2である¹⁹⁾。そして北京では、低所得者層のエンゲル係数は65.8%にも達し、「小康」（生活の基本的安定）水準と言われる50%とは大きくかけ離れている²⁰⁾。

こうした状況のもとに、1999年9月28日、国務院は『城市住民最低生活保障条例（貧困ライン）』を公布し、そして1999年10月1日より全国に実施するように各地方政府に対して促した²¹⁾。これを受けて、最低生活保障制度は次第に普及するようになったのである。しかし、各都市の物

表1 地域別国有企業従業員レイオフの状況
(1997年)

(単位) : 万人, %

| 地域別 | 状 況 | 国有企業従業員総数 | | レイオフ総数 | |
|----------------|----------|-----------|---------|--------|------|
| | | (万人) | % | (万人) | % |
| 東部 経済 地域 | 上海市 | 308.2 | 100% | 37.7 | 12.2 |
| | 天津市 | 196.2 | 100% | 21.0 | 10.7 |
| | 北京市 | 354.7 | 100% | 13.2 | 3.7 |
| | 広東省 | 556.6 | 100% | 53.4 | 9.6 |
| | 遼寧省 | 661.6 | 100% | 90.0 | 13.6 |
| | 福建省 | 221.7 | 100% | 15.8 | 7.1 |
| | 浙江省 | 290.5 | 100% | 24.6 | 8.5 |
| | 海南省 | 87.7 | 100% | 7.8 | 8.9 |
| | 江蘇省 | 584.5 | 100% | 70.9 | 12.1 |
| | 河北省 | 545.8 | 100% | 35.7 | 6.5 |
| | 山東省 | 690.4 | 100% | 61.9 | 9.0 |
| | 広西壮族自治区 | 294.2 | 100% | 18.1 | 6.2 |
| 中部 経済 地域 | 黒龍江省 | 625.3 | 100% | 122.1 | 19.5 |
| | 吉林省 | 382.2 | 100% | 78.9 | 20.6 |
| | 湖北省 | 573.1 | 100% | 72.4 | 12.6 |
| | 湖南省 | 486.6 | 100% | 87.4 | 18.0 |
| | 山西省 | 376.2 | 100% | 36.9 | 9.8 |
| | 内モンゴル | 297.7 | 100% | 33.7 | 11.3 |
| | 安徽省 | 367.7 | 100% | 31.3 | 8.5 |
| | 江西省 | 343.1 | 100% | 53.2 | 15.5 |
| | 河南省 | 615.3 | 100% | 98.2 | 16.0 |
| 西部 経済 地域 | 新疆ウイグル | 282.0 | 100% | 13.8 | 4.9 |
| | 重慶市 | 215.3 | 100% | 25.9 | 12.0 |
| | 四川省 | 518.2 | 100% | 67.0 | 12.9 |
| | 雲南省 | 270.7 | 100% | 15.4 | 5.7 |
| | 青海省 | 56.6 | 100% | 5.3 | 9.4 |
| | 寧夏回族自治区 | 63.0 | 100% | 4.6 | 7.3 |
| | 陝西省 | 345.0 | 100% | 39.5 | 11.4 |
| | 甘肅省 | 214.0 | 100% | 14.5 | 6.8 |
| | 貴州省 | 203.0 | 100% | 22.8 | 11.2 |
| チベット | 17.0 | 100% | | | |
| 全国総計 | 11,044.1 | 100% | 1,273.0 | 11.5 | |

出所：『中国城市統計年鑑』、『中国統計年鑑』各年版より作成。

備状況や都市規模によってこの最低生活保障条例の設定金額は、大きく異なったものになったのである。その実態を表わしているのは、(表2)である。例えば、比較的物価の高い沿海地域に属する北京、上海、広東のような都市は毎月200元以上であるのに対して、内陸や小都市の場合は比較的低いラインが設定されたのである。例えば、寧夏回族自治区、甘肅省、江西省のような内陸地域の都市の設定ラインは100元と、かなり低い状態と言えよう。そして、この『城市住民最低生活保障条例(貧困ライン)』が公布、実施されてから、各省・市・自治区における貧困ラ

表2 地域別都市部貧困ラインと貧困ライン以下生活者数
(1998年)

(単位) : 元/月、人

| 地 域 | 賃金 人 | 最低賃金基準 | 貧困ライン* | 貧困ライン以下 | 貧困ライン制定 | 貧困ライン制定 |
|----------------|---------|--------|-----------|---------------|--------------|--------------|
| | | (元/月) | (元/月) | 生活者数 合計(人) | 前貧困者数 (人) | 後貧困者数 (人) |
| 東部 経済 地域 | 北京市 | 290 | 200 | 27,706 | 2,901 | 24,805 |
| | 天津市 | 290 | 185 | 14,378 | 1,866 | 12,512 |
| | 上海市 | 315 | 205 | 11,306 | 4,672 | 6,634 |
| | 河北省 | 210 | 140 | 172,462 | 38,445 | 134,017 |
| | 広東省 | 380 | 240 | 145,276 | 72,198 | 73,078 |
| | 遼寧省 | 300 | 150 | 154,499 | 16,535 | 137,964 |
| | 江蘇省 | 280 | 140 | 41,675 | 21,924 | 19,751 |
| | 浙江省 | 270 | 165 | 13,407 | 6,882 | 6,525 |
| | 海南省 | 300 | 170 | 46,876 | 7,399 | 39,477 |
| | 山東省 | 240 | 160 | 126,363 | 30,134 | 96,229 |
| | 福建省 | 380 | 170 | 66,686 | 14,607 | 52,079 |
| 広西壮族自治区 | 200 | 150 | 16,378 | 3,905 | 12,473 | |
| 中部 経済 地域 | 黒龍江省 | 250 | 140 | 46,901 | 24,525 | 22,376 |
| | 吉林省 | 245 | 130 | 45,966 | 14,359 | 31,607 |
| | 湖北省 | 200 | 120 | 125,190 | 29,376 | 95,814 |
| | 湖南省 | 220 | 130 | 46,876 | 7,399 | 39,477 |
| | 山西省 | 230 | 120 | 17,955 | 9,913 | 8,042 |
| | 内モンゴル | 210 | 110 | 74,348 | 13,806 | 60,542 |
| | 安徽省 | 240 | 150 | 143,259 | 29,166 | 114,093 |
| | 江西省 | 220 | 100 | 58,031 | 12,738 | 45,293 |
| | 河南省 | 240 | 120 | 42,460 | 8,632 | 33,828 |
| 西部 経済 地域 | 新疆ウイグル | 245 | 120 | 16,917 | 6,832 | 10,085 |
| | 重慶市 | 210 | 130 | 115,055 | 19,724 | 95,331 |
| | 四川省 | 210 | 120 | 48,115 | 14,879 | 33,236 |
| | 雲南省 | 170 | 140 | 80,200 | 11,178 | 69,013 |
| | 青海省 | 200 | 120 | 35,837 | 20,671 | 15,166 |
| | 寧夏回族自治区 | 180 | 100 | 26,505 | 786 | 25,719 |
| | 陝西省 | 200 | 105 | 51,216 | 34,118 | 17,098 |
| | 甘肅省 | 180 | 100 | 37,713 | 4,658 | 33,055 |
| | 貴州省 | 200 | 120 | 9,803 | 3,301 | 6,502 |
| | チベット | — | 130 | 3,120 | 3,120 | — |
| 全国総計 | — | — | 1,862,479 | 490,649 | 1,371,821 | |

出所：『中国城市統計年鑑』、『中国統計年鑑』、『中国人口年鑑』各年版、より作成。

注：① 貧困ラインのデータは、国务院民政部の『資料』に基づいて作成した。各都市の貧困ラインの制定時期が異なるため、データ上のバラツキが大きい。

② 表中の貧困ラインは各省の省都（県庁所在地）の基準である。

③ チベットのデータは一部不明。

イン以下の貧困者数が急速に増加したこともこの表からは覗うことができよう。

以上のように、都市部貧困者層の規模は近年確実に増大してきた。そして、これからしばらく改善される兆しささえ見えてこないのが現状である。これは都市部住民の個人消費を萎縮させた一方で、一貫して高い貯蓄性向の社会現象をも同時に誘発したのである。都市部住民が自分たちの将来に対する不安感を強く抱えていることは、ここからも覗えよう。また、この現実²²⁾は近年における社会全体の消費鈍化及び購買力不足をもたらした最も重要な要因の一つともなったのである。このように、1970年代末から行われた経済政策転換によって、もたらされた経済的繁栄は、決して大多数の国民に生存に適した社会環境を提供していたわけではなかったのである。

2-2 農村改革の帰結と貧困層

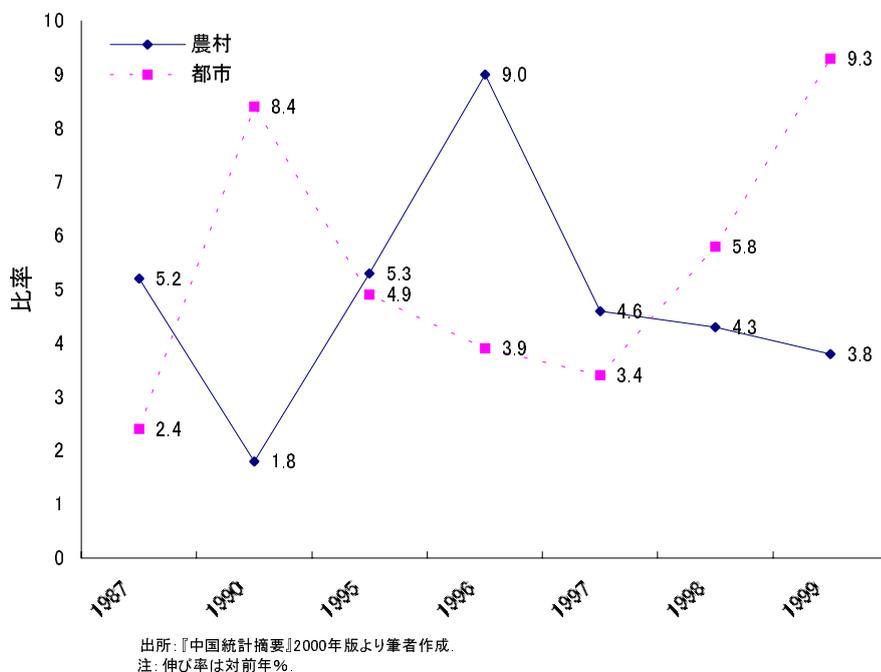
国家統計局によると、1998年の農村住民一人当たりの平均純収入は2160元である。これは実質的4.3%の増加となった。しかしながら、一方においては、都市住民の一人当たりの可処分所得は5425元であり、実質的5.8%の伸びとなったのである。また、1998年当時の国民生活状況について、首相の朱鎔基氏も「都市・農村住民の生活水準は引き続き向上している」と述べた。しかし、彼の指摘とは裏腹に、農村住民の収入はそれほど楽観できるような状況ではなかった。実際に、1996年から農村住民一人当たりの収入の実質伸び率は、急速に鈍化していったのである。

1980年代前半、すなわち農村における制度改革の初期段階においては、農家の個人経営が復活されたと同時に、政府による農産物買付け価格も引き上げられた。このような背景の下に、農村社会全体の所得水準が大きく底上げられたと同時に、都市・農村間における所得格差も大幅に縮小され、そして農村地域間の所得格差も是正されることになったのである。なぜならば、中国政府が実施した農村改革の政策は、まず低所得地域において先行したからである。この時期に、農村部住民の収入上昇の勢いは、都市部住民のそれよりも速かったのである。

その状況を示しているのは、(図1)である。しかし、1980年代後半からは収入増加の緩慢が目立ち、都市と農村間の所得格差も再び拡大する傾向が現れた。すなわち、農村改革によってもたらされた農業部門の急成長の局面がここに来て終焉を迎えることとなり、農村住民の収入は鈍化の局面に入ったのである。それまで農村住民の収入向上に牽引車的な役割を果たしたのは、言うまでもなく作物生産の農業部門であった。しかし、この時期からは非農業部門での所得機会の獲得が、農家収入に大きな影響を与えるようになった。このような状況の中で、非農業所得機会に恵まれている農村とそうでない農村との間において、急速に収入の格差が拡大した。また、この時期から本格化した都市経済改革によって、都市と農村間における所得格差は再び拡大傾向に転じるようになった。1999年における国民一人当たりの所得実質伸び率は、ついに都市の9.3%対農村の3.8%という究極的な状況となったのである。国務院・農業部が全国農村の中の2万戸あまりの農家を長期間に渡って、固定観察点としたパネルデータによると、1998年における農民一人当たり純収入が前年のそれに比べ、2.36%減少した。それは、固定観察点が設立された1986年²⁵⁾以来のマイナス成長である。

1970年代末から始まった「改革・開放」政策の先頭を切って、農村制度の転換政策が実施された。言うに及ばないが、この農村制度改革の狙いは、中国農村の食糧生産の長期に渡る停滞状況²⁶⁾および農村内部に抱えている膨大な絶対的貧困人口の状況を改善するためのものであった。その

図 1 農村・都市一人当たり所得の実質伸び率推移



ため、食糧増産政策としての家族経営や農産物価格の一部自由化及び政府買付け価格の引き上げなどが実施され、農民の収入向上に大きな役割を果たしたのである。しかし、1990年代中葉以後から農村における食糧生産が相対的に過剰な局面に入ったことによって、それまで大きな役割を果たしてきた食糧価格が構造的な停滞を余儀なくされた。これが農民収入を鈍化させた大きな要因の一つとなった。また、すでに述べたように1990年代に入ってから非農業部門での所得獲得機会も、農村内部における農民間収入格差の拡大をもたらした重要な要因の一つになったのである。他方、農村部の非農業部門の一つである郷鎮企業による労働力の雇用状況は1990年代から漸次的な減少傾向を見せた。このことも農村住民収入鈍化を引き起こしたもう一つの要因である。²⁷⁾

郷鎮企業の労働者総数は、1996年最盛期時の約1億3,000万人から1998年の1億2,536万人までに減少した。²⁸⁾中国農村の過剰労働力の受け皿としておよび農村収入の向上を促進する原動力の一つとして、郷鎮企業が大きな役割を果たしたことは、事実によってすでに証明されている。しかし、市場経済化の進展にともなって、郷鎮企業は厳しい競争にさらされ、経営の合理化やコスト削減などのために、嘗て国有企業にしか見られなかった「下崗」(レイオフ)の現象が郷鎮企業にも生じたのである。それによって、国有企業のように大量の失業者が郷鎮企業からも排出しはじめたのである。1997年には、郷鎮企業の労働者が前年に比べ、450万人も減少したと言われ、この数字は全国郷鎮企業労働者総数の3.4%にも達したのである。²⁹⁾例えば、湖南省醴陵市では、1997年に45万人の農村労働力のうち、4万人が他の地域に出稼ぎに行き、1年間で1億6,000万円を仕送りしていたが、翌年の1998年になると、出稼ぎ者が前年に比べ10%も減少したのである。³⁰⁾

これまで農村の過剰労働力を吸収するもう一つの部門は、都市部の製造業および第三次産業で

あった。しかし、90年代後半都市改革が始まってから都市企業は経営合理化や利潤最大化などはかるようになったため、出稼ぎ労働者の雇用も悪化した。これは、言うまでもなく農村からの出稼ぎ労働者が、農村への仕送りや送金する金額に大きな影響を与えたのである。そして、都市部における緊縮財政によって、好調を続けていた都市部のインフラ整備や都市計画の一環としての都市空間の立体化の計画も思う通りに進まなくなったことで、これまで農村過剰労働力を多く雇用してきた建設業も以前のような活気は見えなくなったのである。この他、都市部企業の倒産や一時帰休および失業人口の増加によって、都市部住民の購買力が低下したため、これまで都市部の第三次産業を職場として役割を果たしてきた農村過剰労働力が再び失業の窮地に追い込まれるようになったのである。これは、彼らの生活の本拠地である農村実家の所得の減少を意味するのである。こうしたことによって、農村部に新たな貧困層がもたらされたことは言うまでもない。

3 行政機構モラルの崩壊

3-1 地方官僚の腐敗

1979年における中国政府の経済政策の転換は、中国の経済社会に大きな転機を与え、世間の注目を浴びるほどの高度経済成長の活況をもたらした。しかし、それに伴って様々な社会問題も生じるようになった。³¹⁾ 官僚の腐敗を含む「経済犯罪」もその中の一つである。その手口の主流は、90年代以前の物不足を反映した物資の流通段階でのリベート、横流しから次第に収賄・横領・密輸などに変化した。2000年3月開催された全国人民代表大会で、中国最高人民検察院韓杼濱検察長が明らかにしたように、1999年1年間における汚職・横領の立件数は3万8382件に達した。この数字は1998年より9.4%の増加となった。

こうした腐敗行為は行政機構のあらゆる部門やレベルで見ることができよう。例えば、官僚が恩顧を与えるのと引き換えに謝礼を要求するのは、日常茶飯事となり、中国社会の“常識”となった。また、社会秩序を守るはずの警官に不法な罰金請求をされたことは、中国の社会で生活した人ならば、誰もが一度は経験していることであろう。地方官僚機構は中央官僚機構の縮図であり、腐敗の実態も中央のそれと同じである。³²⁾ ただ、スケールが小さいのみである。地方レベルでは環境が異なり、汚職の種も様々である。地域経済・社会全般に対して権力行使ができる地方官僚機構は、それにまつわる利得のチャンスも一層頻繁である。こうした中で、官僚の不法越権行為・日当たり支払い額の水増し要求・公共物の私的利用・政界有力者からの要請に対する妥協など様々な腐敗形態が生じるようになったのである。このような官僚の腐敗行為は中国の経済発展にとってマイナスの影響を与えることは言うまでもない。

センは中国の経済改革が社会に及ぼすマイナスの影響について「中国における経済社会改革の性格は、意図しない結果を含む原因と結果についてのもっと予測的分析があったなら、益するところが大きかっただろう。悪影響が意図されなかったという事実は、それを予測することが全く出来なかったということの意味しない。これらの結果をより明確に理解していたならば、改革の提案に含まれていた考え方を改善することが出来ただろう。そして悪影響を防止するか、矯正する政策をとることすら可能だったかも知れない。」と述べた。³⁴⁾ 確かに、今日における官僚による

腐敗蔓延の状況を中央指導部はまったく予測していなかったわけではない。むしろ、経済改革の初期から中央指導部は官僚腐敗に危機感を募らせ、きわめて厳しい処罰を課する措置を講じたのである。

1981年国務院は「商品流通における不正の風潮を制止することについての通達」を出し、工場や機関の物資調達担当者や営業担当者間の供応、贈り物、リベートを禁止した。更に翌年の1月に、中央政府は官僚の密輸関与、贈収賄、公共財産の横領が“党の存亡に関わる重大問題”であるという「緊急通達」を出し、悪質な犯罪には、「十年以上の懲役、無期懲役、死刑」を課することに決定した。この「決定」を中央政治局で審議した際に、鄧小平は「改革・開放以来の一、二年の内はかなり多数の幹部が腐食を受けてしまった」と述べ、その程度に「昔の三反・五反の時期とは比べられないほど酷い³⁵⁾」と危機感を募らせて、「悪質なものには最も厳しい法律的制裁を加える必要がある」と厳罰主義を提唱した³⁶⁾。この厳罰主義を受けて、中央政府は中央規律検査委員会を先頭に、「腐敗追放」運動を全国的に展開させたのである。1983年4月末までの同委員会による統計の中で、事件として審査した件数は、19万9000余件、決着をみたまの13万1000余件。10万元以上の不法利益を摘発された者が170人、1万元以上が7000余人、法律によって刑罰を受けた者は30000万人弱に達した。そして、この「腐敗追放」運動の後、中央政府は1983年の秋に改めて三年計画で仕事ぶりや組織を点検する「整党」運動に乗り出し、1987年5月までに黨員15万人が除名されるか、離党を勧告されるかの処分を受けた³⁷⁾。

しかし、この「整党」運動は決して中国社会の官僚腐敗の状況を改善することは出来なかった。このことはやがて国民の不満を招き、1989年6月の「天安門」事件という中国建国（1949年）以来最大規模の国民大衆による自発的「腐敗弾劾」要求運動を誘発したのである。しかし、この「腐敗弾劾」要求運動は、中央政府に政治秩序の安定を脅かすものとして断罪され、国家権力機構によって6月4日未明に鎮圧されたのである。国民の不満を和らげるため、中央政府は官僚に“綱紀肅正”を呼びかけながら国民の関心を長期的な経済政策に向けさせることに必死であった。ところが、この“綱紀肅正”の呼びかけとは裏腹に、1990年代に入ってから官僚による腐敗状況が一層拡大し、中央の大臣レベルおよび地方自治体のトップレベルの官僚まで蔓延したのである。表3に示しているのは1990年代以後、腐敗・汚職で摘発された地方トップ官僚の実態である³⁸⁾。このように、中央指導部は腐敗官僚に厳罰で臨む強い態度を示したにもかかわらず、官僚の腐敗は収斂するどころか、ますます増幅したのである。

その根本的な原因は、政治環境に求めなければならないと思われる。官僚機構を包む政治的環境の如何によって、公職の私利利得のための操作は容易にもなろうし、難しくもなる。例えば、結集度の高い、政策指向の与党が存在する場合は、官僚が規律正しく作業するよう、制裁と奨励の制度を作り出すことができる。この点においては、中国の行政機構に共産党の組織が幅を効かせているため、行政機構外からの牽制が許されないのは実情である。権力も結集度も欠けた政治協商会議にしる、官僚機構に規律を敷くのに不可能である。したがって、今日における官僚の脱線行為は上層部でも下層部でも統制できないのである。上層部では汚職は政治的野望のために生じ、下層部では金銭的利得への揺るぎ無い欲望が動機となっていることが多いようである。国庫の不正使用に厳しい処罰を科しても、企業や一般人から資金を巻き上げるのは、それが目立たぬ形でなされ、明白な強制を伴わない限り、許容され勝ちである。党内派閥の親分・子分という草

表3 汚職・腐敗で処罰された市長級共産党官僚一覧表
(1990年代)

| 氏名 | 役職名 | 罪名 | 判決 |
|-----|--------|-----------|------|
| 藍甫 | 廈門市副市長 | 収賄罪 | 極刑 |
| 周建国 | 温嶺市市長 | 収賄罪 | 無期懲役 |
| 潘寶才 | 南通市副市長 | 汚職・収賄罪 | 無期懲役 |
| 肖作新 | 阜陽市市長 | 収賄罪 | 無期懲役 |
| 杜寶成 | 南寧市副市長 | 収賄罪・公金流用罪 | 無期懲役 |
| 王超雲 | 温嶺市副市長 | 職責失当罪 | 懲役2年 |
| 馬向東 | 瀋陽市副市長 | 公金流用・賭博 | 審査中 |
| 張克明 | 廈門市副市長 | 収賄罪 | 審査中 |
| 蘇水利 | 廈門市副市長 | 収賄罪 | 審査中 |
| 張二辰 | 石家荘市市長 | 職責失当罪 | 審査中 |
| 喬善泉 | 泰安市副市長 | 汚職・収賄罪 | 審査中 |
| 曾興民 | 樂山市副市長 | 公金流用罪 | 審査中 |
| 葉德範 | 杭州市副市長 | 収賄罪 | 審査中 |
| 王炬 | 深圳市副市長 | 職責失当罪 | 審査中 |

出所：『東方時報』2001年8月23日より筆者作成。

命時に形成した上・下関係の図式によって代替された近代官僚制制度での上司・部下という厳格な組織関係に基づく行政と、それが生み出す腐敗が存続できるのは、結局のところ改善基準を強いるだけの制度が欠如しているからである。制度上に重大な構造的欠陥が存在する限り、現在も将来もこうした腐敗現象は生じ続けることになるだろう。この構造的欠陥の形成要因についての論述は、紙幅の関係で別の機会に譲り、ここでは指摘するにとどまる。

3-2 公務員の汚職

官僚腐敗と共に、今日の中国社会にもう一つ大きくクローズアップされたことは、一般公務員による汚職である。その手口としては仕事を円滑に進めるために、定期的に管轄機関の公務員に贈答品を与えること、些細な違反事項の取調べを避けるために、担当部門の公務員を金品で買収すること、労働者を雇う場合の企業、或いは就労のチャンスを得ようとする個人から労働部門の人事担当公務員への斡旋料や口聞き料を贈ること、上級行政機関からの要請に応じた規則違反などがあげられる。このような場合の公務員の汚職は、それぞれの行為では比較的小額「小口」しか動かないが、蓄積されると一般公務員にとって見れば相当の追加所得となるのである。行政機関の部局によっては、心付けを非公式に要求することもある。このようなことは、どの部局も画一的に行なっているため、“制度化”された“手数料”と考えてよいぐらいである。この“手数料”は、言ってみれば国民の財貨と行政サービスとの“交換”を意味するものである。今日の行政機関において、ほとんどの場合このような“交換”によってこそ公務員は自己の任務を果たし、政府機構は何とか体裁を保っているのである。ただし、この“交換”が行なわれた際に生じた収益は国庫に入るのではなく、公務員個人の収入になるのである。

このように「小口」の公務員汚職とは、汚職行為の規模のみについて言っているのであって、政府の歳入や政策に及ぼす影響について言っているのではない。「小口」の公務員汚職は、「迅速料」と「歪曲料」という二つのケースに分類することができる。「迅速料」とは、一般にある決定に変更を加えないで、その決定を迅速に処理させるための賄賂を指すのである。それに対して、

表4 北京市の経理級以上の管理者の賃金

(単位): 元

| 企業別 | 月給 | 月給合計 | 年間総収入 |
|------------|--------|---------|---------|
| 外資在中代表処 | 18,075 | 216,900 | 231,817 |
| 外資企業(100%) | 11,326 | 135,912 | 215,377 |
| 合弁企業 | 8,827 | 105,924 | 170,852 |
| 民営企業 | 5,355 | 64,260 | 110,250 |
| 国営企業 | 2,983 | 35,796 | 57,218 |

出所：『生活時報』（1998年度北京地区公司雇員薪資調査），
1999年8月18日。

注：月給合計は比較しやすいために単純に12倍したもの。年間総収入は月収以外のボーナスなどを含む。

「歪曲料」とは、その決定を変更させ、政府の施策を修正させるものを言うのである。このような汚職行為は、今日の行政機構全体において発生しているとは言え、基本的には「迅速料」は下級行政レベルでよく見られ、「歪曲料」は、中級ないし上級レベルでよく見られる行為である。こうした「小口」の公務員汚職を助長する要因としては、以下のような側面が考えられる。すなわち、一つは公務員の低収入、もう一つは権限の私物化である。公務員の低収入こそが今日の汚職拡大をもたらした最大な要因であると一部の学者によって指摘されている。中国の現状から見れば、この説明はかなり妥当性を持つものと思われる。(表4)に示したのは、1998年現在の北京市における経営主体別管理職の賃金格差の比較状況である。外資系や私営企業管理職との賃金格差は一目瞭然である。

1949年以後共産党政権が誕生して以来、公務員は職業安定と社会地位が保障され、また時折のボーナス等もあり、自分の所得で社会一般が考える生活費を出すのに何の不自由もなかった。ところが、1970年代末から経済政策が転換されるにつれて、経済社会における“多元化”傾向が急速に広がった。そのため、国民間の所得において格差が急速に増幅するようになった。特に外資系企業・私営企業の賃金は急速に増加した。こうした中で、給料に依存する公務員の所得および生活は大きく変わったのである。また、1990年代半ばまで続いたインフレは、公務員報酬の実質的低下状況をもたらし、公務員層の生活水準を相対的に低下させたのである。さらに、90年代後半から実行された政府部門の改革によって、従来の行政部門に対する政府の財政支援がストップされるようになり、行政部門公務員の福祉財源は自ら開拓しなければならない状況が生じたのである。こうした中で、実質収入を増やす道を探ることが行政部門公務員の基本的関心事となったのである。給料の不足を補うため、副職につく公務員もいるが、多くの人は、役職の権限を不法に操作して収入を増やすという“容易な手”を使うようになったのである。収賄・贈賄・公金着服などが日増しに増大した状況は、(表5)に示した1999年現在までの経済犯罪で検挙された国家公務員の実態からも確認できよう。こうした状況の下で、中央政府は公務員賃金の引き上げを2001年4月と8月、2度に渡って実施した。³⁹⁾

しかし、問題はなぜ小規模の汚職が中国の行政部門の公務員にとって、かくも容易なことなのかという点である。その答えは、公務員が役職を私物視していることと、公務員の持つ権力と地位が彼らを「一般人」から乖離させていることにあるのである。中国の行政部門の公務員は、自分の決定が誰かの助けになるのが分かると、その相手に対して、それは彼個人的な行為であって、

表5 公務員犯罪の検挙件数推移状況

(単位): 件・人

| 年 | 汚職・収賄 件 | 公金流用 件 | 職権乱用罪 件 | 省(部) クラス官僚 | 庁(局) クラス官僚 | 県(処) クラス官僚 |
|-----------|------------|-----------|------------|---------------|---------------|---------------|
| 1983~1987 | 30,651 | — | — | — | — | — |
| 1988~1992 | 214,318 | — | — | 5人 | 173人 | 4,451人 |
| 1993年 | 30,877 | 13,663 | — | 1人 | 64人 | 1,037人 |
| 1994年 | 36,471 | 13,617 | — | — | 88人 | 1,827人 |
| 1998年 | 35,084 ※1 | 5,067 ※2 | 449 | — | — | — |
| 1999年 | 38,382 | 5,244 ※3 | 455 | 3人 | 136人 | 2,061人 |

出所:『現代中国』第70号, 259ページ, 『中国年鑑』2000年版より筆者作成。

注: ※1 1998年の数字は1999年における増加パーセンテージによる推計値である。

注: ※2 1998年の件数は1999年の増加率から推算したものである。

注: ※3 1999年の公金流用額は10万元以上の事件に限ったもの。

規則にしたがって行ったからではないのだと、思わせたがるのである。一般国民は、規則は形式を整えるためにあるに過ぎないと理解しているので、自分に有利な決定を下してくれる、直接的責任を持つ公務員には、個人的に恩義を感じるのである。こうした考えの下で、自分の助けになってくれるような公務員とコネがない者は、贈り物を必要なつながりを作るための手段、すなわち有力な人物の個人的支援を得る手段と見なすのである。さらに、ここでいう「一般人」とは、多くの場合はしばしば何の権利も持てなく、且つ法律とは気まぐれな神秘的な物であり、盲従することが唯一の戦略だと感じるような、教育もほとんど受けていない農民たちからなっている点を想起すべきである。自分の権利を要求しても、望むべき結果を行政部門から得られそうなケースはほとんどない。法律と規則を信頼するような愚か者は居ない。法律への依存は、個人的コネほど重要ではないのである。これは中国国民の行政機関に対する本当の考え方と言えよう。このような慣行は、今日の中国社会が依然として伝統的な村落社会の規範と調和する社会であることを意味するばかりではなく、この慣行が存在するからこそ、公務員による小規模の汚職が頻繁に生じるのである。このような諸問題の現状を改善するには、単に経済面での援助策（賃金アップ）に頼るだけでなく、もっと根本的な社会問題として、政治面での改革をも推し進めなければ成らないと思われる。しかし、その道程が決して容易でないことは言うに及ばない。

4 社会不安と貧困撲滅

4-1 社会不安の実態

『人民公安報』の報道によると、1999年1月から11月までの間に、公安機関が摘発した各種の刑事犯罪件数は156.7万件に達した。この数字は1998年1年間摘発された刑事事件の総数よりも11.1%増加した⁴⁰⁾。この報道は、今日の中国社会が深刻な秩序の混乱と生活の不安という状況に陥っている現状を物語っていると言えよう。経済政策の転換が行なわれた1979年以後、中国における刑事事件の摘発件数は急速に増加し、重大刑事事件も1988年までの10年間だけで5倍近く増え、刑事事件に占める割合も1978年の7%から1988年までの25%までに大幅に増大した。そして、刑事事件項目別に見れば、1980年代末まで、殺人罪及び傷害罪はそれぞれ2.4倍と2.8倍増加したの

表6 1972年～1991年の刑事事件統計

| 年 度 | 総人口 万 人 | 立件数 件 数 | 10万人当り % |
|------|------------|------------|-------------|
| 1972 | 86,727 | 402,573 | 46% |
| 1978 | 95,809 | 535,698 | 56% |
| 1981 | 99,622 | 890,281 | 89% |
| 1984 | 103,051 | 514,369 | 50% |
| 1988 | 108,654 | 827,594 | 77% |
| 1989 | 110,356 | 1,971,901 | 182% |
| 1990 | — | 2,216,997 | 200% |
| 1991 | — | 2,365,709 | 215% |

出所：張莉「近代化政策下の中国の犯罪問題」33ページ。

に対して、窃盗罪及び強盗罪はそれぞれ2.7倍と5.4倍増加した。さらに、逮捕者数も1982年までの年平均19.7万人に対して、1985年には25.4万人、さらに1996年には67.4万人と拡大傾向を示したのである。特に1996年には重大刑事事件で逮捕された容疑者は25万人を超え、1996年における検挙された犯罪件数総数の37.7%を占めることになったのである。因みに、この1年間で逮捕された窃盗犯および強盗犯の数は、それぞれ11万人と5.7万人であった。⁴¹⁾ (表6) に示しているのは、1970年代から1990年代初頭までの刑事事件の推移状況である。

このように、1980年代から刑事犯罪が急速に増加した背景には、これまで明らかにした中国社会の貧困層の拡大があげられる。地域間の経済格差は、中・西部地域に住む国民、特に農民層に地域発展格差と所得格差というダブルパンチを受けさせると同時に、漢民族を中心とした東部地域と少数民族を中心とした西部地域における民族間の対立を引き起こすきっかけともなったのである。これらの貧困農民が収入を得るためには、居住地周辺の大都市に出稼ぎに行くか、あるいは東部沿岸地域に出稼ぎ、「農民工」となるしかない。そこで、中・西部地域の貧困問題が東部地域の社会治安問題に関連することになった。例えば、近年北京や上海のような大都市で「悪」の温床としてたびたび話題になる「新疆村」（新疆ウイグル自治区からの出稼ぎ者が集団となって居住する地区）がその例である。また、地域内所得格差も社会不安定の一因となった。東部沿海地域内部でも、交通および水利の便が悪い山村や山岳地帯に居住している農民にとっては、換金作物が思う通りにできないばかりでなく、郷鎮企業をも起こせないのが実情である。このような貧困状況におかれた東部地域の農民も現金収入を得るために、周辺都市や大都市に出稼ぎに行くのである。こうした中で、都市部に大量の出稼ぎ「農民工」が現われたのである。⁴²⁾

周知のごとく、中国社会は長年「戸籍」制度という行政手段によって都市と農村という二つの生存空間に区分されたのである。都市部の住民は、政府の行政政策下に保護され、就職の面から社会福祉の面まで生活に必要な基本条件をすべて保障されることになった。一方で、農村部の住民は、生活に必要な食糧から医療まですべて自分で調達しなければならない状況に置かれたのである。このような農村を犠牲にした差別的な行政の下に、都市部は経済発展と共に新しい社会階級、新しい文化と教育の場となるにつれて、伝統に拘束された農村部とは根本的に異なる様子となったのである。その結果、「都市住民が遅れた農民に対して知的優越感と侮蔑感をもっていることと、農村住民も都市の狡賢い人間に対して道義的優越感と羨望感をもっていることとが対抗している。都市と農村は別個の国民となり、生活様式を異にしている⁴⁴⁾」というハンチントンが述べた国民間における対抗意識が中国社会に生まれたのである。

このような社会状況の下に、1980年以後大量の出稼ぎ農民は、極めて少ない所持金を持って都市部に移動するようになった。しかし、都市に来た彼らはすぐに職を見つかる保障がなく、所持金を使い果たしてまえば、不正な手段によって金を稼ぐことにはしてしまう。また、都市に来てすぐ職を見つかったとしても、彼らに対して「優越感」を持つ「都会人」からの不平等な待遇および行政制度上の「二流国民」として差別的に扱われている現実の前に、彼らは「傲慢」な都市住民および「不公平」な行政制度に対する憎悪の念を抱くようになった。都市部の人々がやりたがらない仕事、いわゆる「危険」、「キツイ」、「汚い」という3Kの仕事をやりながら「都会人」による人格上の蔑視と行政制度による差別という屈辱に耐えている彼らは、都市住民及び行政機関との間にさまざまなトラブルを生じさせ、刑事事件の加害者あるいは被害者になった。例えば、1999年2月22日の夕方に、北京市海淀区にある燕山大酒店の駐車場で起こった全国人民政治協商会議常務委員で、中国気象局名誉局長の鄒競蒙惨殺事件の犯人は、黒竜江省チチハル市からの出稼ぎ労働者である。また、1999年5月30日の夜、北京市石景山区で起こった就寝中の若い女性8人が、侵入された犯人に果物ナイフで惨殺された殺人事件の犯人も、やはり近所に住む他の地域からの出稼ぎ労働者であった。⁴⁵⁾

このような都市治安悪化の主たる要因となった出稼ぎ労働者による犯罪事件を減らすために、都市部は独自の治安管理措置を実施するようになった。例えば、北京の場合、1999年7月から8月下旬までに貸し部屋55万室が閉鎖され、約10万人の出稼ぎ労働者を北京から退去させられた。⁴⁶⁾このように日々悪化する一方の社会治安問題に対して、中国の公安当局は、1999年7月から9月にかけて、逃亡中の犯人に対する集中追跡を行い、合計23万余人の逃亡犯が検挙された。検挙率を上げるため、公安当局は逃走犯人の逮捕に尽力し、功績のある国民に対して一万元の報奨金を支払うという新しい制度を導入したのである。⁴⁷⁾このように、政府部門も全力で今日における社会秩序の混乱を食い止めようとしている。

しかし、このような社会秩序の混乱や社会治安の悪化の原因は、何も出稼ぎ労働者だけの問題でないことは言うまでもない。国民間に存在する所得格差は個人の能力や努力による結果ではなく、むしろ「権力」という見えざる「手」の働きによってもたらされた「機会の不平等」によって形成された部分が多いため、貧しい生活を余儀なくされた貧困者層からの不満はなおさら大きいである。例えば、1999年1月20日の夜、北京と広州を結ぶ京広鉄道の線路が河北省の邢台市で爆薬によって爆破された事件の犯人である李虹新は、自分の地位（邢台県の司法局長）に実権がないが故に、投資（鉄鉱石の採掘事業）が失敗した。そのため、彼は社会の不平等への報復を思い立ち、鉄道を爆破したという。⁴⁸⁾このように、今日の反社会的行為は、一般国民の中の貧困層ばかりでなく、李虹新のような一地方小都市の共産党官僚までに、実権がない故に、投資失敗の鬱憤を払うのに、国家の最重要交通機関である鉄道をターゲットにしたのである。現在、このような爆薬などによる犯罪が急速に増加しているのである。（表7）で表わしているのは、2001年3月から6月まで公安部による銃器・爆薬の押収状況である。見て分かるように、わずか3ヶ月の間に、銃器61.3万丁、実弾475.4万発、爆薬3,124万余トン、軍用爆薬135万トンなどを押収したのである。このような反社会的行為の急増は、どれも貧困及び社会の不平等に対する不満の現われと言えよう。

社会的不平等及び国民間の貧・富の格差が、社会の安定および政治体制に与える影響について、

表7 公安部による違法所持銃器・実弾・爆薬等の押収状況
(2001年3月～6月まで)

| 銃器 | 実弾 | 爆薬 | 導火線 | 雷管 | 軍用爆薬 |
|--------|---------|-----------|---------|---------|-------|
| 61.3万丁 | 475.4万発 | 3,124.9トン | 469.6万m | 575.8万枚 | 135トン |

出所：『東方時報』2001年8月9日より筆者作成。

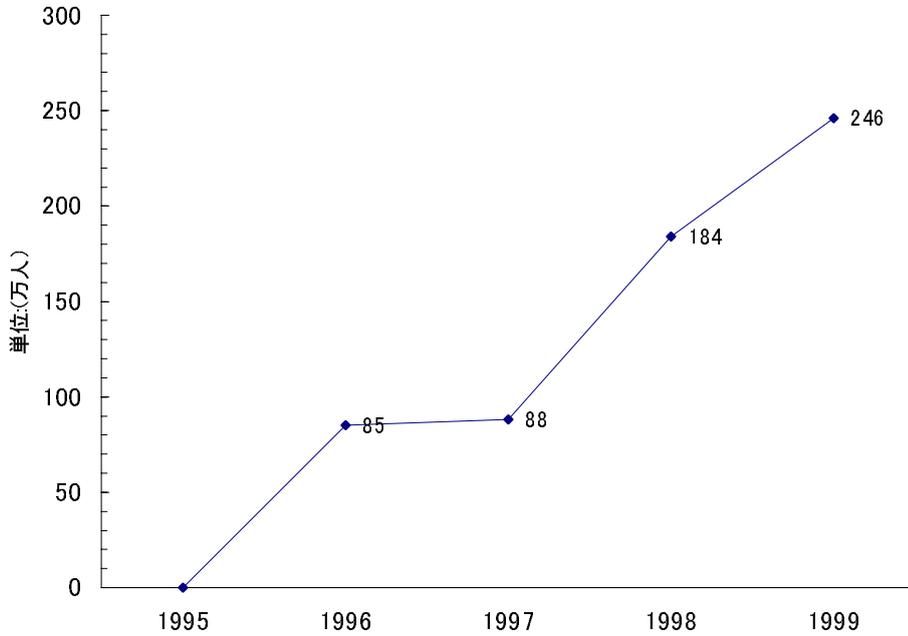
クズネッツは「所得の不平等が増大する時期に政治的不安定が発生する可能性がある⁴⁹⁾」と指摘した。今日の中国社会はまさにこの不安定な時期に突入しようとしているのである。貧困に関係した暴力や社会不安は、国民階層間の緊張及び民族間の対立を深めるばかりではなく、持続的な経済成長をも阻害しようとしているのである。

4-2 貧困撲滅の現状

1999年10月1日に実施した最低生活保障条例（貧困ライン）は、都市部貧困層の生活安定に一定の効果を果たしているのは確かである。しかし、社会的貧困層がますます増幅しているのも紛れもない事実である。近年、都市部における貧困層増加の推移状況を示している（図2）を見て分かるように、1995年から1999年までの5年間だけで、都市部における貧困ライン以下の生活者数（貧困者数）は、246万人に増加した。これは1995年の約5倍に跳ね上がった規模である。その原因は、近年における都市部企業の合理化や倒産などによって排出された失業者の増大によることは間違いないのである。国有企業改革によって大量に削減された過剰人員は失業者となり、貧困者となった。その数は近年増加の一途を辿っている。このような膨大な失業労働者は、再就職機会の許容量を超え、社会に大きな圧力をかけているのである。未だに健全化されていない中国の労働市場の現状から考えれば、労働者が一旦失業してしまうと、再び仕事を見つけるのは極めて困難である。現在、中国における国有企業の労働者総数は1.09億人、その中に企業内失業状況の労働者は約1500万人である。この数字は国有企業労働者総数の12%にも達している。また、国有企業の中に労働者総数の50%を占める過剰人員を抱えている企業もあるのである。一説によれば、1995年から2000までの間に新たに失業者になった労働者は、2130万人と言われている。この数字から推算すると、毎年およそ355万人が失業してしまう状況になるのである。再就職機会の面および失業者救済の面から考えると、こうした失業者の中の半数以上は、新たな都市貧困層に加わることになるのである。

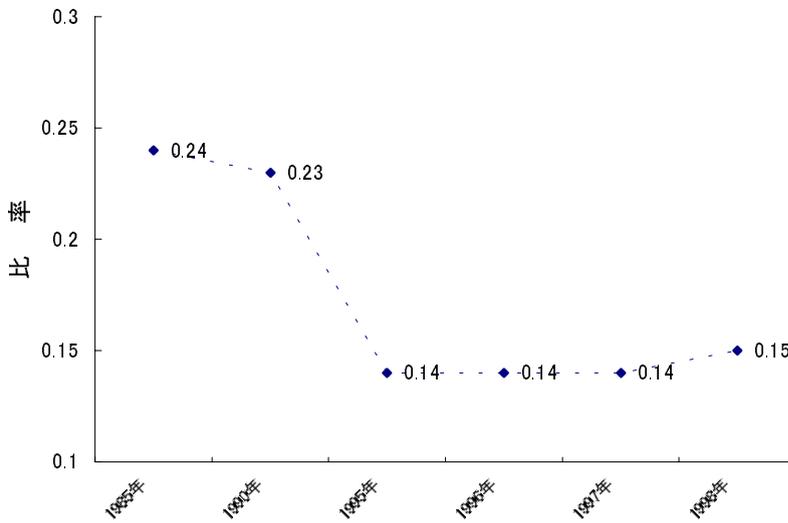
しかし、このように増えつつける貧困層を救済できるような財政力を中央政府も地方政府も現時点においては、残念ながら有していないのである。（図3）に示している1985年以後における中国政府のGDPに占める社会福祉救済金シェアの推移状況を見て分かるように、1985年をピークに救済金のGDPに占めるシェアは、下がる一方である。特に1990年代における中央政府と地方政府間に分税制度が導入されてから中央政府による救済金は急速に減少したのである。これは、分税制度が導入後における中央政府の財政的困難な状況を物語っていることは言うまでもない。こうした中で、中央政府による貧困者層に対する財政的救済に限界が生じ、毎年のGDPに占める救済金シェアも下がるようになったのである。しかし、企業改革の深化と共に、企業の倒産や合理化などの理由でリストラされた人および所得の低下によって生活が困難な状況に追い込まれた人が構成する社会的貧困層の規模は、逆にますます増大するようになったのである。現在、

図 2 都市部貧困ライン以下生活者数推移状況



出所:『中国統計摘要』2000年版より筆者作成。

図 3 GDPに占める社会福祉救済金のシェア推移状況



出所:『中国統計年鑑』、『中国統計摘要』各年版より筆者作成。

1999年10月にスタートした生活保障制度（貧困ライン）に救済された貧困ライン以下の貧困者数は、貧困者層全体の49%に過ぎない。半数以上の貧困ライン以下の者は、依然として何の保障・救済も受けられない状況に置かれているのである。

次に、農村部における貧困問題解決の現状を見てみよう。中国政府は、「1998年時点の4,210万人の農村貧困人口を、1999年にはさらに1,000万人を減らす⁵⁰⁾」という目標を掲げた農村社会の貧困撲滅キャンペーンを行ったのである。これは、中国政府の21世紀中に貧困撲滅を実現させる並々成らぬ決心の現れと言えよう。しかし、きびしい現実がスローガンによって改善されるものでないことは、1999年6月に開かれた『全国貧困脱却扶助開発活動会議』における国家主席である江沢民氏が述べた次ぎの言葉で明らかにされた。それは、「現在、衣食問題が解決されていない農村貧困人口がまだ4,210万人いる」ことを明らかにした上で、「向こう2年間、毎年1,000万人前後の貧困者の衣食問題を基本的に解決することを目指す⁵¹⁾」とのことである。この状況から見れば、中国政府が1998年に掲げた1,000万人の貧困者削減の目標が実現できなかったことは明らかである。また、近年における農村部の貧困層に対する救済状況も進まず、1999年に救済した貧困ライン以下の農民の数は265.7万人⁵²⁾である。この数字は、農村部全貧困層の5.6%に過ぎない。この数字から推算すれば、1999年において4,745万人の農村貧困者が何の救済も受けられていなかったことになるのである。

しかし、中国政府が救済しなければならないのは、この貧困ライン以下の貧困者層のみではなく、日常生活が極めて困難な状況に置かれている、いわゆる生活困難者層もその対象になるはずである。（表8）に示しているのは、1998年における全国の5,200万余生活困難世帯の分布状況である。見て分かるように、農村部の困難世帯は4,700万余で、全困難世帯の89.7%を占めているのである。このような深刻化しつつある貧困問題に対して、中国政府も深く憂慮している。1995年2月国家主席の江沢民氏は「都市・農村や地域間の経済格差が大きくなり過ぎると、貧富の格差や農民の都市部および発達した地域への移動を引き起こし、そして経済社会全体のアンバランスをもたらす。そうなれば、いずれ大きな災いもたらされるだろう⁵³⁾」のように警告している。しかし、政府の財政的困難によって、こうした貧困問題が改善されるどころか、ますます深刻になっていくのが実情のようである。

今日における農村部の貧困現状は様々な要因によって形成されたのである。もっと言えば、農民の収入問題は経済政策が転換される以前、すなわち計画経済の時代に形成された都市対農村というほとんど遮断された社会構造の中から生じた問題である。1998年10月12日開かれた中国共産党第15期第3中全会において、中国政府は農民の生産意欲を引き出してきた「生産責任制」の30年延長が決定されると共に、2010年までに中国の特色を持った新農村を建設するとの目標を打ち出したのである。その狙いは、都市と農村の格差拡大に歯止めをかけると共に、農民の購買力を高め、内需拡大および国民経済の持続的な成長に結びつけようとする点にある。しかし、このような農村部経済の活性化及びそれによってもたらされる農民収入の向上と貧困の撲滅といった中央政府の政令を全国的に完全に機能させるためには、中央政府と一致した政策方針を持つ地方政府の同調を欠かすことができないと言えよう。しかし、「諸侯経済」が横行する今日の中国社会において、中央政府の政策は以前ほど効力を持つものではなくなったのである。特に、地方都市に行けば行くほどその傾向が強く現れる。例えば、農村の行政部門は様々な理由をつけて農民に

表8 地域別都市部と農村部の生活困難世帯数
(1998年)

(単位) : 世帯

| 地域 | 世帯 | 地域別困難世帯数 | | 都市部困難世帯数 | | 農村部困難世帯数 | |
|----------------|------------|-----------|-----------|----------|------------|-----------|------|
| | | 合計 | % | 小計 | % | 小計 | % |
| 東部 経済 地域 | 北京市 | 65,499 | 100% | 14,941 | 22.8 | 50,535 | 77.2 |
| | 天津市 | 59,683 | 100% | 16,385 | 27.5 | 43,271 | 72.5 |
| | 上海市 | 21,300 | 100% | 8,344 | 39.2 | 12,917 | 60.6 |
| | 河北省 | 1,502,301 | 100% | 186,935 | 12.4 | 1,315,354 | 87.6 |
| | 広東省 | 1,537,447 | 100% | 152,798 | 9.9 | 1,384,639 | 90.1 |
| | 遼寧省 | 687,354 | 100% | 170,440 | 24.8 | 516,889 | 75.2 |
| | 江蘇省 | 1,375,302 | 100% | 221,550 | 16.1 | 1,153,736 | 83.9 |
| | 浙江省 | 795,448 | 100% | 122,417 | 15.4 | 673,016 | 84.6 |
| | 海南省 | 531,213 | 100% | 102,846 | 19.4 | 428,348 | 80.6 |
| | 山東省 | 1,511,480 | 100% | 138,077 | 9.1 | 1,373,394 | 90.9 |
| | 福建省 | 818,547 | 100% | 152,340 | 18.6 | 666,188 | 81.4 |
| 広西壮族自治区 | 3,842,052 | 100% | 247,929 | 6.5 | 3,594,117 | 93.5 | |
| 中部 経済 地域 | 黒龍江省 | 1,183,845 | 100% | 139,982 | 11.8 | 1,043,851 | 88.2 |
| | 吉林省 | 638,735 | 100% | 109,346 | 17.1 | 529,372 | 82.9 |
| | 湖北省 | 2,892,843 | 100% | 479,684 | 16.6 | 2,413,142 | 83.4 |
| | 湖南省 | 5,033,370 | 100% | 733,437 | 14.6 | 4,299,918 | 85.4 |
| | 山西省 | 1,682,433 | 100% | 133,621 | 7.9 | 1,548,804 | 92.1 |
| | 内モンゴル | 1,466,268 | 100% | 179,875 | 12.3 | 1,286,381 | 87.7 |
| | 安徽省 | 1,659,676 | 100% | 165,448 | 10.0 | 1,494,218 | 90.0 |
| | 江西省 | 2,104,009 | 100% | 332,113 | 15.8 | 1,771,880 | 84.2 |
| | 河南省 | 3,154,108 | 100% | 161,319 | 5.1 | 2,992,784 | 94.9 |
| 西部 経済 地域 | 新疆ウイグル | 396,796 | 100% | 34,209 | 8.6 | 362,578 | 91.4 |
| | 重慶市 | 1,211,387 | 100% | 228,944 | 18.9 | 982,424 | 81.1 |
| | 四川省 | 3,061,893 | 100% | 360,355 | 11.8 | 2,701,526 | 88.2 |
| | 雲南省 | 5,774,463 | 100% | 203,342 | 3.5 | 5,571,117 | 96.5 |
| | 青海省 | 353,221 | 100% | 31,497 | 8.9 | 321,715 | 91.1 |
| | 寧夏回族自治区 | 396,129 | 100% | 20,810 | 5.3 | 375,314 | 94.7 |
| | 陝西省 | 2,205,416 | 100% | 153,748 | 7.0 | 2,051,661 | 93.0 |
| | 甘肅省 | 2,815,575 | 100% | 97,105 | 3.4 | 2,718,467 | 96.6 |
| | 貴州省 | 3,821,691 | 100% | 342,792 | 9.0 | 3,478,890 | 91.0 |
| | チベット | 178,736 | 100% | 11,844 | 6.6 | 166,885 | 93.4 |
| 全国総計 | 52,778,220 | 100% | 5,454,473 | 10.3 | 47,323,331 | 89.7 | |

出所：『中国城市統計年鑑』、『中国統計年鑑』、『中国人口年鑑』各年版，より作成。

過剰な社会的諸費用の負担を求めることである。このことについては、国務院が再三通知を出し、農民への非合理的な費用負担を取りやめるように呼びかけているが、状況が一向に好転する気配は見られない。また、1998年7月に国務院は、農民への社会的諸費用の負担金徴収額を、徴収対象とする農民の純収入の5%以下に押さえるように通達を出したが、その以降も負担金をめぐる農民と農村行政部門との衝突がたびたび伝えられている。

このように、今日の農村貧困問題を解決するためには、まず中央政府の政令が確実に全国の地

方都市で実行できるような行政機構を確立しなければならないと同時に、都市と農村という歪んだ社会構造の現状を根本的に是正しなければならない。そうでなければ農村の貧困を撲滅するという中国政府が掲げている目標の達成は、ほとんど期待できないと言えよう。

5 む す び

本稿は近年における中国社会秩序の変動要因について分析してきた。これまで見たように、市場経済政策の深化と共に、1990年代後半から企業経営の合理化は一層図られたため、都市部国有企業の過剰労働者だけではなく、郷鎮企業の農村労働者も大量にレイオフされるようになった。このことは失業者を急速に増大させた結果をもたらした。社会福祉制度が不健全の状況下で、失業者は社会的貧困層と化したのである。政府からの救済金が得られないため、彼らの中には暴力の手段によって社会・政府に対する不満を表す人も現われた。膨大な貧困人口を抱えていることは、持続的経済成長にマイナスの影響を与えるばかりでなく、社会の安定にとっても大きな脅威となっているのである。「WTO加盟後における中国の失業者総数が1.7億人、全国労働力総数の28%に占めるに達するだろう。」と中国国家人事部人材研究所が予測したように、中国社会はこれからさらに大量失業の時代を向かえようとしているのである。また、中央政府が呼びかけた「綱紀粛正」とは裏腹に1990年代に入ってから官僚の腐敗・公務員の汚職行為は、その勢いが増す一方である。「腐敗を厳しくやれば、共産党が消滅するし、腐敗を野放しすれば、国家が終焉する」と国民が言うように今日の中国社会はまさに深刻な不安定期に突入したのである。失業救済・腐敗追放・貧困絶滅といった今日における中国社会の不安定要素を如何に解決できるかは、21世紀における中国経済の持続的成長および社会秩序の安定の鍵となろう。

〔付記〕 本稿の作成に当たり、立命館大学経済学部教授の高木彰先生には示唆に富むご助言いただいた。また、2001年12月19日の経済学会共同研究会での報告に当たり、同経済学部名誉教授の三好正巳先生から有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。ただし、本稿の記述に関する責任はすべて筆者に帰するものである。

注

- 1) 中国語の「中心」という意味は日本語の「センター」に当たる。
- 2) 報告書の概略については次を参照されたい。
「中国面臨四大挑戰—失業問題最棘手」『東方時報』2001年12月27日付き。
- 3) 『東方時報』2001年12月20日付き。
- 4) 香港『東方日報』2001年11月17日付き。
- 5) 日本の国会に当たる政府部門。
- 6) Samuel P. Huntington [1968], *Political Order in Changing Societies*. (New Haven: Yale University Press, 「内山秀夫訳『変革期社会の政治秩序 上』サイマル出版会, 1972年, 61ページ。
- 7) 『投資導報』1994年12月11日。
- 8) 中国における企業改革による就業システムの変化については、次を参照されたい。
岩田勝雄・田暁利: 「中国における外資導入政策の展開と就業システムの変容」『立命館国際地域研究』1998年3月, 第12号。

- 9) 『中国市場経済報』1995年1月10日。
- 10) 『新華社消息』1995年1月12日。
- 11) 『広港信息日報』1996年8月4日（国家計画委員会社会発展研究所社会保障室主任 楊宜勇談話の転載）。
- 12) 『南方週末』1997年2月14日。
- 13) 中国共産党第15期第4中全会における政府工作報告による。
- 14) 『人民日報』2000年1月11日付き。
- 15) 『中国城市統計年鑑』各年版。
- 16) 『天津日報』1998年12月2日付。
- 17) 『企業事業単位生活実態調査報告』山西省統計局, 1996年2月。
- 18) 『貧困家庭生活調査』吉林省計画委員会, 1996年8月。
- 19) 『貧困人員家庭生活状況実態調査』内モンゴル自治区人民政府辦公庁, 1998年5月。
- 20) 『中国改革』1998年2月8日, 1期。
- 21) 国務院令第271号。
- 22) 『広港信息日報』1996年1月7日付。
- 23) 『中国統計年鑑』1998年版。
- 24) 『光明日報』1998年8月5日付き。
- 25) 『人民日報』1999年9月20日付。
- 26) 当時農村における貧困人口の数は、2億7,000万人であり、農村人口の約30%を占める。
- 27) 中国の農村労働力の就業構造の変移については次を参照されたい。
蔡昉著／田曉利訳「民工の就業構造と労働市場の形成」『立命館大学人文科学研究紀要』No. 66, 1997年, 1月。
- 28) 『工人日報』1998年5月28日付。
- 29) 『瞭望』, 1998年8月5日, 4期。
- 30) 『人民日報』1998年9月10日付。
- 31) 1979年以後における中国経済発展の状況については、次を参照されたい。
田 曉利 [2002年 a] : 「中国における経済体制の転換と所得格差の変容—社会主義市場経済化政策の“光”と“影”—」『立命館経済学』第50巻 第6号。
- 32) 日本の国会に当たる政府部門。
- 33) 中央官僚の腐敗実態については、次を参照されたい。
田 曉利 [2002年 a] : 前掲論文。
- 34) Amartya Sen [1999], *Development as Freedom*, Alfred A. Knopf, New York.
「石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年, 297ページ。
- 35) 「三反・五反」とは1950年代初期における中央指導部が共産党官僚・民族資本家に対する腐敗弾劾運動のことである。
- 36) 『鄧小平文選』第二巻 357～358ページ。
- 37) 『中国総覧』1998年版, 284ページ。
- 38) 官僚腐敗をもたらした経済システムについては、次を参照されたい。
田 曉利 [2002年 a] : 前掲論文。
- 39) 「中国公務員再次加薪」『東方時報』2001年8月23日付き。
- 40) 『人民公安報』2000年1月6日付。
- 41) 『人民日報』1997年3月21日付。
- 42) 中国における地域間移動する「農民工」については、次を参照されたい。
蔡昉著／田曉利[1997年] : 前掲論文。
- 43) 中国の戸籍制度については、次を参照されたい。

- 岩田勝雄・田曉利[1998年]: 前掲論文。
- 44) Samuel P. Huntington, *Political Order in Changing Societies*. (New Haven: Yale University Press, 1968)
「内山秀夫訳『変革期社会の政治秩序 上』サイマル出版会, 1972年, p. 68.
- 45) 『北京晩報』1999年6月5日付。
- 46) 『北京晩報』1999年10月20日付。
- 47) 『人民公安報』1999年5月8日付。
- 48) 『人民公安報』2000年1月6日付。
- 49) Kuznets, Simon [1955], “*Economic Growth and Income Inequality*,” *American Economic Review*, 45(1), March.
- 50) 『人民日報』1998年10月5日付。
- 51) 『人民日報』1999年6月25日付。
- 52) 1995年全国農村工作会議での談話。
- 53) 『中国發展報告』中国統計出版社, 2000年。
- 54) 「中国入世“陣痛”」『東方時報』2001年12月13日付き。

主要参考文献

- 陳宗勝 [1994年]: 『經濟發展中的收入分配』上海三聯出版社。
- 楊偉民 [1992年]: 「地域間収入差距變動の実証分析」『經濟研究』, 第1期。
- 顧傑善他 [1995年]: 『当代中国社会利益群体分析』黑龍江教育出版社。
- 国家統計局農村調査隊課題組 [1994年]: 「城郷居民収入差距研究」『經濟研究』第12期。
《經濟社会体制比較》編集部 [1989年]: 『腐敗—貨幣与権力の交換』中国展望出版社。
- 李 唯一 [1991年]: 『中国工資制度』中国労働出版社。
- 李星文 [1996年]: 「中国: 消除貧困面臨攻堅戰」『瞭望』, 第11期。
- 石 劍ほか [1993年]: 『中国官員の工資』改革出版社。
- 王智民・黃京平 [1992年]: 『經濟發展与犯罪变化』中国人民大学出版社。
- 張 萍編/馬場節子 [1997年]訳: 『中国の社会病理』亜紀書房。
- 張曙光 [1993年]: 「關於地区經濟差異變動の別種解析」『經濟研究』第9期。
- 張問敏他 [1995年]: 「当前的収入差距問題」『經濟研究』, 第8期。
- 周振華 [1996年]: 『中国經濟分析: 地区發展』上海人民出版社。
- 足立啓二 [1994年]: 「中国近代化の政治構造」中村哲編『東アジア資本主義の形成—比較史の視点から』青木書店。
- 岩田勝雄・田曉利 [1997年]: 「中国における労働力の移動と労働市場の形成」『立命館国際地域研究』第11号。
- 岩田勝雄・田曉利 [1998年]: 「中国における外資導入政策の展開と就業システムの変容」『立命館国際地域研究』第12号。
- 袁鋼明著・田曉利 [1997年]訳: 「地域經濟格差とマクロ經濟變動」『立命館大学人文科学研究紀要』No66.
- 岡倉古志郎 [1967年]: 『汚職の政治経済学』労働旬報社。
- 蔡 昉著・田曉利[1997年]訳: 「民工の就業構造と労働市場の形成」『立命館大学人文科学研究紀要』No66.
- 曾根康雄 [1996年]: 『江沢民の中国經濟—安定成長への挑戦』日本經濟新聞社。
- 田畑光永 [1995年]: 『鄧小平の遺産』岩波新書。
- 橋本俊詔 [1998年]: 『日本の經濟格差—所得と資産から考える』岩波書店。

- 田 曉利 [2000年 a]: 「中国における若年労働力育成の現状と課題 (上) —学校教育を中心に—」『立命館経済学』 第49巻・第3号。
- 田 曉利 [2000年 b]: 「中国における近代産業の展開と資本形態の変容—清朝末期官僚制資本主義の萌芽を中心に—」『立命館経済学』 第49巻・第4号。
- 田 曉利 [2001年]: 「中国における若年労働力育成の現状と課題 (下) —職業教育・職業訓練を中心に—」『立命館経済学』 第49巻・第6号。
- 田 曉利 [2002年]: 「中国における経済体制の転換と所得格差の変容—社会主義市場経済化政策の“光”と“影”—」『立命館経済学』 第50巻・第6号。
- 田 曉利: 「中国における経済万能主義と民族関係」[未発表論文]。
- 田 曉利: 「中国における経済発展と政治秩序の変動」[未発表論文]。
- 田 曉利: 「中国における重層構造下の都市化政策の展開」[未発表論文]。
- 南亮進 [1996年]: 『日本の経済発展と所得分布』 岩波書店。
- 毛利和子 [1993年]: 『現代中国政治』 名古屋大学出版会。
- 渡部利夫 [1994年]: 『社会主義市場経済の中国』 講談社現代新書。
- エーデルマン, I. = C. T. モリス/村松安子 [1978年] 訳: 『経済成長と社会的公正—開発戦略の新展開—』 東洋経済新報社。
- Amartya Sen [1992], *Inequality Reexamined*. Oxford University Press, Oxford. 「池本幸生他訳『不平等の再検討—潜在能力と自由—』 岩波書店, 1999年。
- Amartya Sen [1997], *On Economic Inequality*, enlarged edition, Oxford: Clarendon Press. 「鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』 東洋経済新聞社, 2000年。
- Amartya Sen [1999], *Development as Freedom*, Alfred A. Knopf, New York. 「石塚雅彦訳『自由と経済開発』 日本経済新聞社, 2000年。
- Amartya Sen [1981], *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Oxford: Clarendon Press. 「黒崎卓・山崎幸治訳『貧困と飢餓』 岩波書店, 2000年。
- David J. Pyle [1997], *China's economy: from revolution to reform*, Macmillan Press St. Martin's Press.
- Kuznets, Simon [1955], “*Economic Growth and Income Inequality*,” *American Economic Review*, 45 (1), March.
- Murakami, Naoki, Deqiang Liu and keijiro Otsuka [1994], “*Technical and Allocative Efficiency among 'Socialist' Enterprises: The Case of Garment Industry in China*,” *Journal of Comparative Economics*, 19(3), December.
- Murakami, Naoki, Deqiang Liu and keijiro Otsuka [1996], “*Market Reform, Division of Labor, and Increasing Advantage of Small-Scale Enterprises: The Case of the Machine Tool Industry in China*,” *Journal of Comparative Economics*, 23(3), December.
- Margaret M. Pearson [1997], *China's new business elite: the political consequences of economic reform*, University of California Press.
- Mizoguchi, Toshiyuki and Yoshiro Matsuda [1991], “A Comparative Study on Income Distribution in the People's Republic of China and India,” in Toshiyuki Mizoguchi (ed.), *Making Economies More Efficient and More Equitable: Factors Determining Income Distribution*, London: Oxford University Press.
- Nicholas R. Lardy [1992], *Foreign trade and economic reform in China, 1978-1990*, Cambridge University Press.
- [1998], *China's unfinished economic revolution*, Brookings Institution.
- Naughton, Barry [1992], “*Implication of the State Monopoly over Industry and its Relaxation*,” *Modern China*, 14, January.

- Otsuka, Keiji, Deqiang Liu and Naoki Murakami [1998], *Industrial Reform in China: Past Performance and Future Prospects*, London: Oxford University Press.
- Robert C. Hsu [1990] *Economic theories in China, 1979-1988*, Cambridge University Press.
- Susumu Ybuki, Stephen M. Harner [1999], *China's new political economy*, Rev. ed, Westview Press.
- Samuel P. Huntington [1968], *Political Order in Changing Societies*. (New Haven: Yale University Press.) 「内山秀夫訳『変革期社会の政治秩序 上・下』サイマル出版会, 1972年。
- World Bank [2001], *China: overcoming rural poverty*.

Economic Growth and Social Order Change in China

ABSTRACT

In 1989, the world was shocked by one incident in China. It was the famous Tiananmen incident in Beijing. The incident was suppressed by force, and the result of tackling the problem from the root causes was not a worsening of the situation. The problem was contributed by several factors, but all were directly or indirectly related to the widening income gap in China.

Since the inception of the economic reforms in 1980, China has attained rapid economic growth of 10 percent. However, the ensuing rewards have not been fairly distributed. People with the requisite ability and blessed with opportunities have become prosperous while the disadvantaged have been condemned to poor living conditions. Regions with better initial conditions have achieved rapid development, while development in the other regions has lagged behind.

To achieve economic development, the Communist Party had to introduce the market principle, which resulted in income inequality. In the rural areas, the people's communes were abolished and TVEs (township and village enterprises), including private enterprises, were promoted. In urban areas, the lifetime employment system and the principle of equality prevailing in state-owned and collective enterprises were abolished, and the regulations governing the operation of private enterprises gradually relaxed. The results of these reforms was the high growth in the Chinese economy during the past 20 years, with benefits enjoyed by all, living in the rural or urban areas.

In the process of economic development, to a certain degree, disparities occurring in individual, regional and Rural-urban incomes are likely to have some positive effect on the national economic growth. However, people at the lower end of the income stratum are likely to be dissatisfied with a rapid increase in the income gap. If the gap arises as a result of government policy, then it is very likely that the vengeance will be directed at the government, leading to social instability.

The economic benefits of the liberalization policy were not equally distributed. It is worth noting the fact that the gap between the rich and the poor continued to widen, and mismanagement within state-owned enterprises have increased. The working classes, which were supposed to be the basis of Communist rule, has been affected by the negative effects of the reforms. High unemployment ratios have been recorded in a country hitherto thought to have full employment. Workers have become insecure as their social status, which was guaranteed by the state, has become as insecure as that in capitalist societies. Layoffs and dismissals of workers have become rampant leading to industrial unrest and sit-in demonstrations at government facilities.

Prior to the economic reforms, labour mobility was controlled by the household register system. However, the agricultural reform, which that began in the latter part of the 1970s, exposed the problem of potential labour surplus in the rural areas. To resolve this problem, the government partially relaxed the laws governing labour mobility, making regional labour

mobility possible. On the other hand, because of the designation of the coastal regions as special developmental areas, the Eastern Regions experienced high growth, necessitating an increase in demand for labour. As a result, labour migrated from the inland to the coastal areas in the latter part of the 1980s, the so-called 'blind flow' or irregular mobility.

The theory of economic development stipulates that for an effective use of labour resources during the period of industrialization, labour is expected to move from the Rural to urban areas and from low-income to high-income regions. The problem, however, is that the barrier created by the use of the household register to control labour mobility is still in existence even though the economic reforms have led to its relaxation. Currently, migrant labours are not registered in the urban areas and as a result, they are unable to secure the same type of work as the urban dwellers: the only option for most of them is to resort to jobs rejected by them. Even if they find the same type of job as the urban dwellers, their wages and other conditions of service are nowhere comparable.

The market reform measures adopted by the government fall in line with historical developments and should be highly commended. The problem is how to eliminate the contradiction arising from the ideology of egalitarianism and the reality of income disparity in Chinese society. This problem is directly related to the justification of the continual existence of the Communist Party, and if not solved will lead to a lowering of the centripetal force of the party. The decline in the prestige of the Communist Party, corruption among politicians and the bureaucracy and the spread of ammonium amply shows the contradictions currently existing in China.